

○保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する事務処理要領の制定について（通達甲）

平成28年1月28日

交規発第57号

改正 令和3年2月4日交規発第68号

令和7年5月12日交規発第236号

令和7年7月16日交規発第291号

（交企、交指）

部長及び参事官

所属長

30年保存（口訓）

保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関し「保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する事務処理要領の制定について（例規）」（平成8年3月21日高交規発第121号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該措置に関し別添のとおり「保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する事務処理要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされた。

別添

保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する 事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)第8条から第10条まで及び第13条第2項の規定に基づく保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置に関する事務について必要な事項を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

(1) 運送事業用車両

法第13条第2項に規定する運送事業用自動車をいう。

(2) 自家用自動車

運送事業用自動車以外の自動車をいう。

(3) 適用地域

法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

(4) 標章

法第9条第2項に規定する運行供用制限命令に係る標章をいう。

(5) 管轄署長

法第9条第1項に規定する自動車の運行供用の制限に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長をいう。

第2 適用地域にある自家用自動車の保有者に対する措置

1 通知等

(1) 通知事案の報告

警察官は、法第8条の規定による通知の要件に該当する事案(以下「通知事案」という。)を認知したときは、速やかに、当該自動車の使用の本拠の位置など必要な事項を調査し、適用地域である場合は、別記第1号様式の通知事案報告書(以下「通知事案報告書」という。)を作成するとともに、当該事案に係る現認報告書、保管場所として道路の使用の禁止等違反に係る交通切符(以下「保管場所法切符」という。)、放置駐車違反に係る交通反則切符(以下「交通反則切符」という。)その他の捜査書類等

を添付して署長に報告すること。

(2) 審査及び保管場所確保状況の照会等

ア 署長は、通知事案の報告を受けたときは、当該事案が通知事案に該当するか、事実の認定についての誤りはないか、通知事案報告書の記載内容に不備がないかなどについて審査を行う。

イ 署長は、アの審査の結果、通知事案に該当すると認めるときは、別記第2号様式の自動車保管場所確保状況照会書を当該照会書に係る自動車の所有者に対して交付し、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明、保管場所に係る届出等の手続を履行するよう指導すること。この場合において、当該照会書を交付したときから15日以内に、当該自動車の所有者に対し、保管場所の確保状況について別記第3号様式の自動車保管場所確保状況回答書（以下「自動車保管場所確保状況回答書」という。）により、回答を求めること。

(3) 通知

ア 署長は、自動車保管場所確保状況回答書の回答が15日以内になく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる自動車の所有者については、別記第4号様式の通知書（以下「通知書」という。）を作成し、必要な関係書類を添付して交通規制課（以下「主管課」という。）に送付すること。

イ 添付書類

通知書には、次に掲げる書類の全部又は一部を添付すること。

- (ア) 自動車保管場所確保状況回答書の写し
- (イ) 現認報告書の写し
- (ウ) 保管場所法切符2枚目（交通事件原票）の写し
- (エ) 交通反則切符2枚目（交通事件原票）又は交通切符2枚目（交通事件原票）の写し
- (オ) その他通知事案の事実の証明に必要な資料

2 自動車の運行供用の制限

(1) 審査

交通規制課長（以下「主管課長」という。）は、署長からの通知書を受理したとき又は他の都道府県公安委員会（以下「他府県公安委員会」という。）から通知書の移送を受けたときは、当該通知に係る事案について、次の事項を確認し、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限について要件の有無を審査すること。

ア 自動車の使用の本拠の位置が適用地域にあるか

イ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）附則第2条第3項の規定により、法第9条の規定が適用される自動車及び当該自動車の保有者であるか

(2) 通知事案の移送

主管課長は、審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分（以下「運行供用制限処分」という。）を行う事案に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他府県公安委員会の管轄区域にあるものについては、別記第5号様式の自動車運行供用制限事案移送通知書を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送すること。

(3) 処理状況の記録

ア 主管課長は、署長から通知事案の送付を受けたときは、別記第6号様式の通知事案受理簿（以下「通知事案受理簿」という。）に記載し、処理状況を明らかにしておくこと。

イ 主管課長は、通知事案を他府県公安委員会に移送する場合は別記第7号様式の通知事案移送簿に、他府県公安委員会から通知事案の移送を受けた場合は通知事案受理簿にそれぞれ記載し、処理状況を明らかにしておくこと。

(4) 聴聞

ア 聴聞の通知

運行供用制限処分に該当する事案の自動車の保有者に対する聴聞の通知は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）別記様式第6号の聴聞通知書により行うものとする。

イ 聴聞の主宰

聴聞は、運行供用制限処分事案ごとに、別記第8号様式の高知県公安委員会告示書（以下「告示書」という。）を作成し、行政手続法（平成5年法律第88号）第19条第1項の規定による公安委員会の主宰の指名を受けて主管課長が主宰する。ただし、次に掲げる事案については、この限りでない。

(ア) 処分の理由の認定等に関し重大な争点のある事案

(イ) 警察職員が聴聞を主宰することが適当でないと認められる事案

ウ 聴聞の公示

聴聞を行う場合の公示は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「法施行規則」という。）第7条の規定により、告示書を用いて、原則としてインターネット

トを利用して行うものとする。

エ 聴聞の出席者

聴聞は、次に掲げる者の出席を求めて行うものとする。

- (ア) 聴聞の当事者又はその代理人
- (イ) 当該処分事案に関する事務を取り扱う警察官等

オ 聴聞の進行

- (ア) 聴聞の方法

聴聞は、口頭により、処分の理由その他処分決定上の参考事項について行うものとする。

- (イ) 聴聞の当事者の意見の陳述等

聴聞の当事者又はその代理人は、必要な質問を発し、意見を述べ、又は証拠を提出することができる。

カ 聴聞調書の作成

聴聞の主宰者は、聴聞規則別記様式第13号の聴聞調書（以下「聴聞調書」という。）を作成しなければならない。

キ 聴聞の終結

聴聞の主宰者は、次の場合は、聴聞を終結することができる。

- (ア) 聴聞の当事者又はその代理人による意見の陳述等が十分に行われたと認められるとき。
- (イ) 聴聞進行中に、聴聞の当事者が自動車の保管場所を確保する等の理由により、処分の理由がなくなると認められるとき。
- (ウ) その他聴聞の主宰者が聴聞を終結することが適当と認められるとき。

ク 聴聞報告書の作成

聴聞主宰者は、聴聞終結後速やかに聴聞規則別記様式第14号の聴聞報告書を作成し、聴聞調書とともに公安委員会に提出しなければならない。

「意見」欄については、聴聞の主宰者は、客観的な証拠の有無、当事者等の主張に関する心証等に基づいて、公正・中立的な立場から、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載すること。

ケ 聴聞調書等の閲覧

聴聞調書等の閲覧の期限については、当事者等の事後救済に関する訴えの利益が排除されない限り、随時閲覧できる状態にしておくこと。

コ 聴聞の再開

聴聞が再開される場合としては、聴聞終結後かつ不利益処分を行うまでの間に、不利益処分の原因となる事実の範囲内で当該事実関係の判断

を左右し得る新たな証拠書類等を公安委員会が得た場合等に再開する。

(5) 処分の執行指示

主管課長は、公安委員会が運行供用制限処分を決定したときは、当該事案について、別記第9号様式の自動車運行供用制限書（以下「制限書」という。）及び別記第10号様式の自動車運行制限処分執行指示書（以下「自動車運行制限処分執行指示書」という。）を作成し、標章とともに管轄署長に送付する。

(6) 処分の執行等

ア 自動車運行制限処分執行指示書の送付を受けた署長は、次に定めるところにより、速やかに当該処分を執行すること。

(ア) 制限書に処分執行の年月日を記載し、当該処分に係る自動車の保有者（以下「被処分者」という。）に対して、あらかじめ口頭により処分の理由を告知した後、制限書を交付するとともに、処分の解除のための手続を告知すること。

(イ) 標章は、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に貼り付けること。

(ウ) (ア)及び(イ)の処分の執行は、原則として、自動車の保有者に当該自動車を道路上の場所以外の場所に移動させた上で保有者に対して直接行うこと。

イ 署長は、処分を執行したときは、別記第11号様式の自動車運行供用制限処分執行報告書（以下「執行報告書」という。）に必要事項を記入して主管課長に送付すること。

(7) 処分の解除

ア 被処分者が、法第9条第3項の規定により法施行規則別記様式第4号の自動車保管場所確保申告書（以下「申告書」という。）を提出したときは、処分を執行した管轄署長が受理するものとする。

イ 署長は、被処分者からの申告書を受理したときは、次に定めるところにより、速やかに保管場所の確保状況を確認すること。

(ア) 自動車の保有者が、保管場所証明書の交付を受け、又は保管場所に係る届出を行った上で申告を行う場合は、申請書類又は届出書類により確認すること。

(イ) (ア)以外の場合は、保管場所である駐車場の賃貸借契約書等保管場所を確保していることを疎明する書面の提示により確認すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の場合において、保管場所の確認をすることができたと認められないときは、保管場所の確保状況に関し保有者に対する質問、

現地調査等を行うこと。

ウ 署長は、保管場所が確保されていることを確認したときは、主管課長に通知するとともに、別記第12号様式の確認通知書（以下「確認通知書」という。）を作成し、速やかに処分に係る自動車の保有者に対して交付し、標章を取り除くこと。

エ 署長は、確認通知書を交付し、標章を取り除いたときは、別記第13号様式の手続終了報告書を作成し、主管課を經由して公安委員会に報告すること。

(8) 処分執行及び解除の依頼等

ア 主管課長は、公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他府県公安委員会の管轄に変更された場合は、原則として、変更後の自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し、処分の執行及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための各手続を依頼するものとする。この場合においては、別記第14号様式の自動車運行供用制限処分執行等依頼書を作成の上、制限書、標章その他関係書類を添付し、依頼先の公安委員会に送付するものとする。

イ 主管課長は、他府県公安委員会から、処分の執行等の依頼を受けたときは、速やかに、当該処分の執行等を行い、当該公安委員会に執行報告書の写しを送付すること。また、被処分者から申告書の提出を受けて保管場所の確保を確認したときは、当該公安委員会から確認通知書の送付を受けて処分の解除の手続を行うとともに、当該公安委員会に対し手続終了報告書の写しを送付すること。

第3 適用地域にある運送事業用自動車の保有者に対する措置

1 通知等

(1) 通知事案の報告等

第2の1(1)及び(2)アについては、警察官が通知事案を認知した場合において、当該自動車が運送事業用自動車であるときの報告及び審査について準用する。

(2) 通知

署長は、審査の結果、通知事案に該当すると認めるときは、通知書を作成し、第2の1(3)イに定める添付書類を添えて主管課長に送付すること。

2 監督行政庁に対する通知

(1) 審査

主管課長は、通知書を受理したとき又は他府県公安委員会から通知書の

移送を受けたときは、当該通知に係る事案について、法第13条第2項の規定による運送事業を監督する行政庁（以下「監督行政庁」という。）に対する通知（以下「運送事業用自動車通知」という。）の要件の該当の有無を審査すること。

(2) 通知事案の移送

主管課長は、審査の結果、運送事業用自動車通知を行う事案（以下「運送事業用自動車通知事案」という。）に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他府県公安委員会の管轄区域にあるものについては、別記第15号様式の運送事業用自動車通知事案移送書を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送すること。

(3) 運送事業用自動車通知

主管課長は、審査の結果、運送事業用自動車通知事案に該当すると認めるときは、(2)の場合を除き、別記第16号様式の運送事業用自動車通知書を作成し、監督行政庁に対する通知を行うこと。この場合において、当該通知は、当該運送事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局に対し、陸運支局を通じて行うこと。

第4 適用地域外の地域にある自動車の保有者に対する措置

1 指導等

署長は、適用地域外の地域にある自動車で、通知事案に該当するものを認知したときは、当該自動車の保有者に対し保管場所を確保するよう指導するとともに、当該自動車が運送事業用自動車である場合にあつては、別記第17号様式の運送事業用自動車通知事案上申書を作成し、主管課に送付するものとする。

2 通知事案の移送及び運送事業用自動車通知

主管課長は、1の運送事業用自動車通知事案上申書の送付を受けたときは、通知事案の移送及び運送事業用自動車通知について第3の2(2)及び(3)に定める手続を行うこと。

第5 報告又は資料の提出

1 報告又は資料の提出要求

法第12条の規定による自動車の保有者又は当該自動車の保管場所を管理する者に対する報告又は資料の提出要求は、次に掲げる書類等について行うものとする。

(1) 自動車の保有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

ア 住民票の写し

イ 印鑑証明

ウ 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

(2) 保管場所として使用する権原の有無を確認するための書面

ア 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し

イ 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

(3) 保管場所の賃貸状況等を確認するための書面

自動車の保有者と保管場所を管理する者との間の賃貸契約又は使用貸借契約の締結の状況、当該契約の内容、当該場所の使用状況等を明らかにする書面

(4) 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在図

(5) 当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空き地及び道路を表示した配置図（保管場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を明記したもの）

2 報告又は資料の提出要求要領

(1) 報告又は資料の提出要求は、自動車の使用の本拠の位置が本県にある場合に、保管場所を管轄する署長が行うものとする。

なお、自動車の使用の本拠の位置が他府県公安委員会の管轄区域にある場合は、主管課を通じて、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し報告又は資料の提出措置をとるよう依頼するものとする。

(2) 署長は、保管場所の確保状況に関し(1)の報告又は資料の提出要求をする必要があると認めるときは、別記第18号様式の報告・資料提出要求書及び別記第19号様式の報告・資料提出回答書により行うとともに、別記第20号様式の報告・資料提出要求簿に処分状況を記載するものとする。

第6 運用の重点対象

保管場所を確保していない自動車の保有者等に対する措置の運用に当たっては、次に掲げる地域及び自動車を重点対象とする。

1 重点とする地域

(1) 違法駐車車両の存在が直接又は間接の原因となって交通事故が多発しているような地域

(2) 違法駐車車両の存在が緊急自動車等の通行を妨げ、付近の住民に不安を与える事案等が生じているような地域

(3) 居住者の世帯数に見合った規模の駐車場が確保されていないため、違法駐車車両がまん延している団地等及びその周辺の地域

2 重点とする自動車

次に掲げる自動車で、悪質性、危険性又は迷惑性の高いもの

- (1) 幅員の狭い道路、歩道上、道路の曲がり角等に駐車して、人や他の自動車等の通行の妨害となっている自動車
- (2) トラック、ダンプカー等車体の大きい自動車
- (3) 暴力団、暴走族等の保有する自動車のように、当該自動車の保管場所を確保するよう促すことでは、自主的な保管場所の確保が困難と認められる自動車

第2号様式（第2関係）

第 号

年 月 日

殿

警察署長 印

自動車保管場所確保状況照会書

あなたが保有している下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められるので、保管場所の有無について回答してください。

自動車番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由		

備考

- 1 保管場所の有無については、同封の自動車保管場所確保状況回答書により回答してください。
なお、回答書は、下記の問い合わせ先まで、持参又は郵送してください。
- 2 15日以内に回答がない場合は、自動車の運行が制限される場合があります。

問い合わせ先

〒 ()

警察署 課 係
() 局 番

第3号様式（第2関係）

年 月 日

殿

住所 〒 ()
() 局 番

氏 名 印

自動車保管場所確保状況回答書

照会のあった自動車については、下記のとおりであるので回答します。

自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	

(回答欄) 下欄だけ記入してください。

保管場所の位置		
保管場所の所有者	住所	〒 () () 局 番
	氏名	
保管場所確保の日		年 月 日
備 考		

第8号様式（第2関係）

高知県公安委員会告示第 号

自動車の保管場所の確保等に関する法律第9条第1項の規定による命令に関し同法第10条第1項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行う。

年 月 日

高知県公安委員会 印

1 聴聞の期日

年 月 日 午前 時 分開始
午後

2 聴聞の場所

電話番号

第9号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

殿

高知県公安委員会 印

自動車運行供用制限書

命 令 の 年 月 日		年 月 日
自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
命 令 の 理 由		

裏面の注意事項をよく読んでください。

(裏面)

注 意 事 項

1 運行供用が制限された自動車については、公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。

運行した場合は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処せられます。

2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。

3 運行供用制限命令に不服がある場合は、裁判所に対して、訴訟を提起することができます。

4 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

〒 ()

警察本部交通部交通規制課

警察署交通課 係

() 局 番

第10号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

警察署長 殿

本部長

自動車運行供用制限処分執行指示書

処分の決定

下記の者に対する 処分の決定 があったので処分を執行されたい。

処分の依頼

命 令 の 年 月 日		年 月 日
自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
適 用 条 項		自動車の保管場所の確保等に関する法律第9条第1項
備 考		

第11号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長

自動車運行供用制限処分執行報告書

下記の自動車について、運行供用制限処分の執行をしたので報告する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
処分を執行した日時		年 月 日 時 分
処分を執行した場所		
処分執行者の氏名		

第 号
年 月 日

殿

高知県公安委員会 印

確認通知書

下記の自動車について、保管場所が確保されたことを確認したので通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
確保した保管場所の位置		

第13号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長 印

手続終了報告書

下記の自動車については、保管場所が確保されたので、確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行ったことを報告する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
確保した保管場所の位置		
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った日時		年 月 日 時 分
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った者		

第14号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

高知県公安委員会 印

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に変更されたので、運行供用制限処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための手続を行うことについて依頼する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
命令の理由		
備考		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

高知県公安委員会 印

運送事業用自動車通知事案移送書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、運送事業用自動車通知事案を移送する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住所	
	氏名	
保管場所を確保していない おそれがあるものと認めた理由		
添付書類		
備考		

第 号
年 月 日

高知運輸支局長 殿

高知県公安委員会 印

運送事業用自動車通知書

下記の自動車の保有者である運送事業者は、保管場所を確保していないおそれがあると認められたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
運 送 事 業 者	所在地	
	名 称	
保管場所を確保していないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		

第17号様式（第4関係）

第 号
年 月 日

高知県公安委員会 殿

警察署長 印

運送事業用自動車通知事案上申書

下記の自動車については、保管場所を確保していないおそれがあるものと認めただので、上申する。

自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保有者	住所
	氏名
保管場所を確保していないおそれがあるものと認められた理由	
添付書類	
備考	

第 号
年 月 日

殿

高知県公安委員会 印

報告・資料提出要求書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり報告・資料の提出を求めます。

報 告 事 項	
提 出 資 料	
報告・資料提出 の期日	

備考

- 1 報告事項・資料の提出については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。
- 2 報告・資料の提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで持参又は郵送してください。
- 3 報告・資料の提出期限までに回答せず、又は虚偽の回答をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。

連絡先

〒 ()

警察本部交通部交通規制課
署交通課

() 局 番

第19号様式（第5関係）

年 月 日

高知県公安委員会 殿

住所 〒 ()

() 局 番

氏名 印

報告・資料提出回答書

報告事項・提出資料については、下記のとおり回答します。

報告事項	
提出資料	

